

## 社会資本・交通機能の整備充実について

平成22年11月17日  
中国地方知事会

# 社会资本・交通機能の整備充実について

業中の高速道路について、事業効果を早期に発現させるため、一層の整備/足進を行うこと。

平成22年度の社会资本整備予算に関する状況にある。一方、高速道路については、前年度に比べ18%を超える大幅な削減となり、極めて厳しい状況にある。

平成23年度の概算要求では、概ね平成22年度と同水準となっているが、これは「元気な日本復活特別枠」を含めたものであり、この特別枠が措置されなければ更に大幅な削減となる。また、「地域再生基盤強化交付金」や「山のみち地域づくり交付金」の代替措置を明らかにすることなく概算要求が見送られており、大きな影響が生じることが懸念される。

一方、空港・港湾については、「空白地帯」が存在し、こうした地域は、企業誘致、観光振興、地場産品の市場拡大など、産業の振興等を図る上で大きなハンドルキヤップを負っている。

また、空港・港湾については、経済成長が著しい中国や東南アジア諸国との交流や交易を促進するための十分な機能が備わっていないことから、国際競争力強化の足枷となる一方で、地方における空港・港湾を取り巻く環境がますます厳しさを増す中で、とりわけ国際定期便・国際海上物流の維持・拡充は、地方における国際交流の促進や経済活性化にとって不可欠となっている。

さらに、中山間地域や島嶼部等においては、過疎化・少子高齢化の進展などにより、生活バス路線や航路等の地域交通の確保が極めて困難になつており、地方航空路線についても、景気後退の影響もあって、減便・撤退が各地で発生し、深刻な問題となつている。

このような状況の中、必要な社会资本の着実かつ効率的な整備や交通機能の充実を進めることの事項について強く要請する。

- 1 地方の社会资本整備に必要な予算の確保
  - (1) 国・地方がそれぞれの役割に応じて、計画的に社会资本整備を進められるよう、必要な予算総額を確保すること。  
また、その配分に当たっては、社会资本整備の遅れた地域や財政力の弱い自治体に配慮すること。
  - (2) 「地域再生基盤強化交付金」及び「山のみち地域づくり交付金」を廃止する場合には、適切な代替措置等を講じること。
  - (3) 農業農村整備事業の概算要求は、前年度に大幅に削減された水準のままであり、今後、農業農村整備関係の社会资本整備を計画的に実施できるよう、必要な予算を確保すること。
- 2 高速道路ネットワークの整備促進
  - (1) 高速道路ネットワークについては、地域間格差を是正し地域主権を確立するためにも、完成目標を明らかにした上で、公平性の観点から国の責任において早期に完成させること。  
特に、日本海側のルートは極めて遅れており、山陰道の未着手区間にについて事業着手の為の手続きを速やかに行うとともに、国土ミッシングリンク解消に必要な予算を確実に確保して、重点的・計画的に整備を進めること。
  - (2) 中国横断自動車道岡山米子線の全線4車線化や、姫路鳥取線、尾道松江線など事

- 3 國際交流・物流拠点となる空港・港湾の機能の充実
  - (1) 國際・国内交流基盤である空港や港湾の機能充実に向けてCIQ体制の拡充などの支援措置を講じること。
  - (2) 資源等の国際バルク貨物輸送における拠点となる瀬戸内海の港湾及び北東アジアとの貿易を促進するための日本海側の拠点となる港湾を早期に選定するなど、港湾機能の充実・強化を図ること。
- 4 地域交通機関の整備・充実等
  - (1) 道路、空港、港湾、鉄道等で構成される総合的な地域交通網は、地域資源の活用による競争力の向上や地方の自立的な発展のために不可欠であり、国民に対し公平な移動を保障するという国家的見地から総合的・体系的に整備を進めること。  
特に、中山間地域や島嶼部における生活バス路線や航路等の地域交通の維持確保について、国において支援策を充実強化すること。
  - (2) 航空路線が大都市等とを結ぶ重要な交通手段となるいる地域においては、その公共交通的な役割を踏まえて、国としても一定の支援を行うとともに、運航会社も含め協議の場を設けるなど、新たな仕組みづくりを行うこと。
  - (3) 高速道路等の料金制度については、地域活性化の効果や地域生活及び公共交通機関への影響、見直しに必要となる財源や高速道路整備のあり方等を示した上で、地方の意見を十分に踏まえ検討すること。  
また、遅れている地方の高速道路建設に影響が生じないよう、高速道路建設に必要な財源を確保するとともに、フェリー、鉄道、バス等の公共交通機関への影響は、国の主体的な責任において、事業継続が可能となる支援措置を講じること。

- 5 地方の意見及び地域の実情の反映
  - (1) 新たな治水対策の検討や高速道路整備のあり方・事業化の検討など、社会資本整備に関する制度・方針の変更や新たなる制度の構築等を行おうとする場合には、「国と地方の協議の場」等で十分に協議するなど、幅広く地方の声を聴く機会を設け、地方の意見や実情を十分反映すること。

平成22年11月17日



中國地方知事会

鳥取県知事 平溝二  
島根県知事 石湯井  
岡山県知事 井嶋井  
広島県知事 井関英彦  
山口県知事 井成弘  
佐賀県知事 伸治善兵衛  
福岡県知事 井口井